

令和6年度山口支部の保健事業実施状況 及び 次年度保健事業計画（案）について

令和7年1月16日（木）

令和6年度 山口支部保健事業の上期実施状況①

		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度上期実績		
		実施人数	実施率	実施人数	実施率	実施人数	実施率	KPI(目標)
健診	(被保険者) 健診対象者	175,128人	—	175,789人	—	179,753人	—	—
	生活習慣病 予防健診	91,099人	52.0%	96,210人	54.7%	52,271人 (▲281人)	29.2% (▲0.7%)	58.0%
	事業者健診	23,113人	13.2%	16,436人	9.3%	7,513人 (+841人)	4.2% (+0.4%)	13.6%
	計	124,698人	71.2%	124,461人	70.8%	59,784人	33.4%	71.6%
	(被扶養者) 健診対象者	43,080人	—	41,102人	—	40,262人	—	—
	特定健診	12,584人	29.2%	12,312人	30.0%	3,928人 (▲167人)	9.8% (▲0.2%)	32.4%
	健診対象者 計	218,208人	—	216,891人	—	219,034人	—	—
	健診受診者 計	137,282人	62.9%	136,773人	63.1%	63,712人	29.0%	63.6%

※()は前年同月比

令和6年度 山口支部保健事業の上期実施状況②

		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度上期実績		
		実施人数	実施率	実施人数	実施率	実施人数 (対象者は計画策定時の見込数)	実施率	KPI (目標)
保健指導	(被保険者) 保健指導対象者	22,740人	—	22,064人	—	24,830人	—	—
	協会（内部）実施	2,758人	12.1%	2,867人	13.0%	1,272人 (▲129人)	5.1% (▲1.2%)	13.5%
	委託（外部）実施	1,293人	5.7%	1,375人	6.2%	609人 (+6人)	2.5% (▲0.2%)	7.2%
	計	4,051人	17.7%	4,242人	19.2%	1,881人	7.6%	20.7%
	(被扶養者) 保健指導対象者	1,089人	—	1,066人	—	1,251人	—	—
	協会（内部）実施	0人	0.0%	1人	0.1%	1人 (±0人)	0.1% (±0%)	0.0%
	委託（外部）実施	144人	13.2%	205人	19.2%	78人 (▲76人)	6.2% (▲8.2%)	14.3%
	計	144人	13.2%	206人	19.3%	79人	6.3%	14.3%
	指導対象者 計	24,013人	—	23,130人	—	26,081人	—	—
	指導実施者 計	4,195人	17.5%	4,448人	19.2%	1,960人	7.5%	37.0%

※()は前年同月差

生活習慣病予防健診の推進（対象：被保険者）

実施項目	令和6年度取組事項
生活習慣病予防健診※の推進	・付加健診年齢拡大に伴う付加健診受診勧奨 ・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施及び新規受託機関の拡大 ・支部、生活習慣病予防健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨 ■ KPI：生活習慣病予防健診 実施率 58.0%

令和6年度上期事業実施状況

【実施結果】

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和5年度上期 (9月末実績)	175,789人	52,552人	29.9%
令和6年度上期 (9月末実績※速報値)	178,772人	52,271人	29.2%

【用語解説】生活習慣病予防健診
協会けんぽの被保険者を対象とする健康診断のこと。一般健診（35歳～74歳）の項目に加え、付加健診、乳がん検診等もオプションとして受診できる。

【取組内容】

- ◎生活習慣病予防健診に追加で受診できる付加健診（人間ドック並）が令和6年度から対象年齢を拡大したことに伴い、付加健診の受診勧奨を実施
- ◎生活習慣病予防健診の健診受診率が低い地域を中心とした集団健診の実施（上期61会場実施、下期56会場実施予定、計117会場（対前年度18会場増加））
- ◎新規適用事業所に対する健診案内の送付（うち、10人以上の事業所に対しては電話勧奨を実施）
- ◎健診実施機関から事業所に対する文書勧奨等を実施
- ◎新規受託機関を増やすため健診機関へアプローチを実施

令和7年度事業計画

【取組内容】

- ・健診推進経費を活用したインセンティブ事業（閑散期内の実施数の向上）
- ・中小規模事業所等への受診再勧奨（被保険者宛通知を圧着ハガキへ変更。開封率向上を図る）
- ・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施
- ・新規適用事業所に対する健診案内の送付（うち、10人以上の事業所に対しては電話勧奨）
- ・健診実施機関から事業所に対する文書勧奨等を実施

事業者健診結果データの取得促進

実施項目	令和6年度取組事項
事業者健診※結果データの取得促進	- 山口県及び労働局との連携による事業者健診データ提供依頼 ■ KPI：事業者健診データ 取得率 13.6%

令和6年度上期事業実施状況

【実施結果】

年度	対象者数	取得者数	取得率
令和5年度上期 (10月末実績)	175,789人	7,584人	4.3%
令和6年度上期 (10月末実績)	179,753人	9,170人	5.1%

【用語解説】事業者健診
労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断のこと。健診結果のデータを協会けんぽに提供いただくことにより特定健診実施率に含めることができる。

【取組内容】

- ◎ 健診実施機関及び事業所に対して受診予定月に応じた提出依頼を実施
- ※ 事業所勧奨分については、山口県、労働局、協会けんぽの三者連名通知での勧奨を実施。

令和7年度事業計画

【取組内容】

- ・ 健診実施機関及び事業所に対して受診予定月に応じた提出依頼を実施
- ※ 事業所勧奨分については、山口県、労働局、協会けんぽの三者連名通知での勧奨を実施。
- ・ 令和7年度秋頃から開始される電子カルテ情報共有サービスについて、健診機関への導入勧奨等を実施予定。

【用語解説】電子カルテ情報共有サービス
全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテ情報を共有するための仕組みのこと。既存のオンライン資格確認と連携することで、当該サービスを經由して健診実施機関が登録した定期健診等の情報を、保険者が健診結果データとして取得することが可能となる。（導入コストや事務運用が課題）

特定健康診査の推進（対象：被扶養者）

実施項目	令和6年度取組事項
特定健康診査の推進	・夏期、冬季に骨粗しょう症等の無料追加検査が受けられる集団健診を実施 ・新たな無料検査項目として眼底検査を追加した集団健診の実施 ・市町がん検診と特定健診の同時実施の推進 ・対象者の属性に応じた受診勧奨を実施 ■ KPI：特定健康診査 実施率 32.4%

令和6年度上期事業実施状況

【実施結果】

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和5年度（10月末実績）	41,102人	5,295人	12.9%
令和6年度（10月末実績）	40,262人	4,978人	12.4%

【取組内容】

◎商業施設等での無料追加検査を含む集団健診を実施（6月～9月時点で13会場で実施 受診者数1,651人）

◎全市町と連携したがん検診と特定健診の同時実施（10月末時点：19市町82会場実施で1,148人受診済（前年比+124人）、11月以降10市町20会場実施予定、計19市町102会場（対前年度8会場増加））

◎対象者の属性に応じた受診勧奨を実施

- ①経年未受診者に対して、居住地の付近で無料（又は有料）で受診できる健診機関を案内（9月：10,593件送付）
- ②広島県、福岡県在住の被扶養者に対し、在住県内で無料で受診可の健診機関を案内（8月：広島769件 福岡853件送付）
- ③新規加入被扶養者に対して、健診案内を送付

令和7年度事業計画

【取組内容】

- ・集団健診の強化（無料のオプション眼底検査の追加、宿泊施設等での実施（ホテル健診）、レディースデイの導入等）
- ・全市町と連携したがん検診と特定健診の同時実施

◎対象者の属性に応じた受診勧奨

- ・経年未受診者への健診機関案内
- ・広島、福岡県在住の被扶養者への健診機関案内
- ・新規加入被扶養者に対して、健診案内を送付

特定保健指導の実施率の向上

実施項目	令和6年度取組事項
特定保健指導の実施率の向上	・ 健診受診者の利便性を考慮し、生活習慣病予防健診当日の特定保健指導の実施拡大 ・ 直営保健指導者及び専門業者による特定保健指導の更なる推進 ・ 協会けんぽ主催の集団健診当日における特定保健指導の推進 ・ 健診前に文書による介入を実施し、特定保健指導対象者数の減少を図る ・ 支部主催研修会、保険者協議会主催の研修等の受講によりスキルアップを図る ■ KPI：特定保健指導 実施率 20.4%

令和6年度上期事業実施状況

【実施結果】	年度	対象者数	実施者数	実施率
	令和5年度上期（9月末実績）	23,130人	2,159人	9.3%
	令和6年度上期（9月末実績）	26,081人	1,960人	7.5%
		※計画策定時の見込数		

【取組内容】	令和7年度事業計画
◎ 生活習慣病予防健診当日の特定保健指導の実施拡大 ◎ 直営保健指導者及び専門機関（訪問型・遠隔・継続支援）による特定保健指導の更なる推進 ◎ 協会けんぽ主催の集団健診当日における特定保健指導の推進 ※ 2024年度開始の第4期特定健診・特定保健指導では「評価体系の見直し」がなされ、「腹囲2センチかつ体重2キロ減」を達成目標とするアウトカム指標が導入された。生活習慣病予防につながる行動変容を促す成果を重視した特定保健指導を推進する	【取組内容】 ・ 生活習慣病予防健診当日の特定保健指導の実施拡大 ・ 直営保健指導者及び専門機関（訪問型・遠隔・継続支援）による特定保健指導の更なる推進 ・ 前年度特定保健指導該当者に対して、今年度健診3か月前にハガキによる通知介入を行い、健診予定日までに自発的なメタボ改善のための行動変容（生活習慣の改善）を促し、特定保健指導対象者数の減少を図る ・ 協会けんぽ主催の集団健診当日における特定保健指導の推進 ・ 支部主催研修会、保険者協議会主催の研修等の受講によりスキルアップを図る

重症化予防対策の推進

実施項目	令和6年度取組事項
重症化予防対策の推進	・健診実施機関による要治療者への受診勧奨を実施 ・要治療者における未治療者に対する受診勧奨（1次勧奨、2次勧奨） ・事業主による未治療者の受診勧奨の依頼文書を労働局、山口県と連名で実施 ・令和6年10月から従来の対象者（生活習慣病予防健診受診者）に加えて、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する ■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を前年度31.9%以上とする

令和6年度上期事業実施状況

【実施結果】

健診受診月から10か月以内の受診者割合

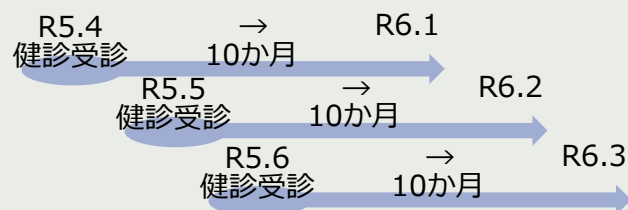
※ 令和6年度のKPIはR5.4～R6.3健診受診から10か月以内の受診者割合で算出

対象	勧奨者数	受診者数	受診率
R5.4～R5.9に健診受診して要治療となった者うち、10か月以内（R5.4～R6.3）に医療機関を受診した者	5,340人	1,804人	33.8%

（参考）健診受診月から10か月以内の受診者の割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
山口支部受診率	31.6% (30位)	32.9% (37位)	31.9% (35位)
全国平均受診率	31.9%	34.2%	33.0%

<上記対象期間のイメージ>



【取組内容】

- ◎ 健診実施機関による要治療者への受診勧奨を実施
- ◎ 要治療者における未治療者に対する受診勧奨（1次勧奨）
- ◎ 要治療者の中でも数値が高い未治療者に対する受診勧奨（2次勧奨）
- ◎ 事業主による未治療者の受診勧奨の依頼文書を労働局、山口県と連名で実施

令和7年度事業計画

【取組内容】

- ・健診実施機関による要治療者への受診勧奨を実施
- ・要治療者における未治療者に対する受診勧奨（0次（早期）、1次、2次勧奨）
- ・令和6年10月から従来の対象者（生活習慣病予防健診受診者）に加えて、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する
- ・要治療者の中でも数値が高い未治療者に対する受診勧奨（2次勧奨）
- ・事業主による未治療者の受診勧奨の依頼文書を労働局、山口県と連名で実施

コラボヘルスの推進（健康経営）

実施項目	令和6年度取組事項
コラボヘルスの推進	- 健康宣言事業所拡大に向けた勧奨 - 健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施 ■ KPI：健康宣言事業所数を1,380社以上とする

令和6年度上期事業実施状況

【実施結果】

健康宣言事業所数 **1368**社（令和6年11月時点）

年度	健康宣言事業所数	4月～11月の新規宣言件数
令和5年度	1,206社（5年度末）	110社
令和6年11月末	1,368社（11月末）	162社

【取組内容】

<健康宣言事業所拡大に向けた勧奨>

- ◎ 未宣言事業所に対する勧奨（200件/月）
- ◎ 新規適用事業所に対する健康宣言事業の勧奨

<健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施>

- ◎ 新規宣言事業所には事業所内に掲示する「宣言証」を配付
- ◎ 企業健康カルテの配付
- ◎ 歯科健診の無料実施
- ◎ 健康づくり出前講座
- ◎ 健康パンフレットの無料配付

令和7年度事業計画

【取組内容】

<健康宣言事業所拡大に向けた勧奨>

- ◎ 未宣言事業所に対する勧奨（200件程度/月）
- ◎ 新規適用事業所に対する健康宣言事業の勧奨（10件程度/月）

<健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施>

- ◎ 新規宣言事業所には事業所内に掲示する「宣言証」を配付
- ◎ 企業健康カルテの配付
- ◎ 歯科健診の無料実施
- ◎ 健康づくり出前講座
- ◎ 健康パンフレットの無料配付
- ◎ 山口県と連携した健康経営セミナーの開催
- ◎ 健康経営の取組に関する好事例の収集と展開
- ◎ 高血圧対策にかかるリーフレット・ポスターの配付

- 協会ではこれまで、35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診、特定保健指導を中心とした保健事業に注力してきたが、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するうえでは、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進することが必要である。
- また、国で整備が進められている医療DXのインフラも活用しつつ、より多くの加入者の健診結果等を若年から経年的に保有し、これらのビックデータを活用することで、保健事業の一層の推進を図る必要がある。
- これらのことを踏まえ、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行う。

具体的な見直し（案）

被保険者

人間ドックに対する補助の実施

- 一定の項目を網羅した人間ドックに対する補助を実施

若年層を対象とした健診の実施

- 20歳、25歳、30歳に実施

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 「骨粗鬆症検診」を実施
- 検査項目や健診単価の検証・見直しの実施

被扶養者

被扶養者に対する健診の拡充

- 被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充

重症化予防

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施

(1) 保健事業の一層の推進に係る実施内容について

令和7年度

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施。なお、この取組については、令和6年度に保険者努力重点支援プロジェクトの中で、3支部（北海道・徳島・佐賀）において外部有識者の助言も得ながら実施中。
- 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナー及び出前講座の実施に係る体制を整備。

令和8年度

人間ドックに対する補助の実施

- 年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助（25,000円）を実施。
- 円滑な制度開始及び健診実施機関の質の確保の観点から、人間ドック補助実施機関は、日本人間ドック・予防医療学会／日本病院会、日本総合健診医学会、全日本病院協会、全国労働衛生団体連合会が実施する第三者認証を取得していることを条件にするほか、特定保健指導の実施体制を有すること等を条件とする。

若年層を対象とした健診の実施

- 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。
- 検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとする。

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 健康日本21（第三次）の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- 生活習慣病予防健診の検査項目や健診単価については、協会発足以来、見直しを行っていないことから、国の指針やマニュアル、人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、健診の内容及び費用について別途検証・見直しを行う。

令和9年度

被扶養者に対する健診の拡充

- 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。なお、現行の特定健診の枠組みは維持する。

(2) 制度変更後の健診体系図（令和9年度以降：被保険者・被扶養者共通）

- 令和8年度から、35歳以上の被保険者を対象に人間ドックに対する費用補助を実施するほか、生活習慣病予防健診の一般健診について、新たに20歳、25歳、30歳を対象とします（胃・大腸がん検診の検査項目を除く）。
- 従来40歳から5歳刻みで一般健診に追加可能としていた付加健診について、一般健診及び付加健診の項目を統合し、新たに「節目健診」を新設します。また、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施します。
- 令和9年度から、被扶養者を対象とした健診について被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充します。なお、制度変更後の健診体系では被保険者と被扶養者の健診内容等は同一となりますが、現行の被扶養者に対する特定健診については引き続き実施します。

健診の種類		受診対象者の年齢			
		～19歳	20～34歳	35～39歳	40～74歳
人間ドック				35歳以上の方（毎年受診可）	
生活習慣病予防健診等	節目健診				40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方
	一般健診			35歳以上（毎年受診可）	
	一般健診（若年）		20歳、25歳、30歳の方		
	子宮頸がん検診		20歳以上の偶数年齢の女性		
	乳がん検診				40歳以上の偶数年齢の女性
	骨粗鬆症検診				40歳以上の偶数年齢の女性
	肝炎ウイルス検査		一般健診を受診する方（過去に受けた方は除く）		
特定健診					40歳以上の被扶養者

(参考) 各健診の検査項目の比較

検査項目		人間 ドック	節目 健診	生活習慣病 予防健診	事業者 健診	特定 健康診査	検査項目		人間 ドック	節目 健診	生活習慣病 予防健診	事業者 健診	特定 健康診査	
診察等	問診	○	○	○	○	○	血液一般	赤血球数	○	○	○	■	□	
	業務歴				○			白血球数	○	○	○			
	自覚症状	○	○	○	○	○		血小板数	○	○				
	他覚症状	○	○	○	○	○		末梢血液像		○				
	身体計測	身長	○	○	○	□		○	MCV	○				
		体重	○	○	○	○		○	MCH	○				
	BMI・標準体重	○	○	○	○	○		MCHC	○					
	肥満度	○						CRP	○					
	腹囲	○	○	○	■※	○		血液型 (ABO Rh)	◎					
	血圧 (収縮期/拡張期)	○	○	○	○	○		HBs抗原	○	◎	◎			
	心拍数	○					腎機能	尿蛋白	○	○	○	○	○	
	視力	○	○	○	○	○		潜血	○	○	○			
聴力	○	○	○	○	○	尿沈渣顕微鏡検査		□	○					
						血清クレアチニン (eGFR)		○	○	○	□	□		
脂質	総コレステロール	○	○	○			心機能	心電図	○	○	○	■	□	
	空腹時中性脂肪	○	○	○	■	○	肺	胸部エックス線検査	○	○	○	○		
	随時中性脂肪		■※※	■※※	■※※	■※※		喀痰細胞診		□	□	□		
	HDL-コレステロール	○	○	○	■	○	呼吸機能	努力肺活量	○	○				
	LDL-コレステロール	○	▲	▲	▲	▲		1秒量 (対標準1秒量)	○	○				
	non-HDL-コレステロール※1	○	▲	▲	▲	▲		1秒率	○	○				
肝機能	AST (GOT)	○	○	○	■	○		%肺活量	○	○				
	ALT (GPT)	○	○	○	■	○	眼底		○	○	□		□	
	γ-GT (γ-GTP)	○	○	○	■	○	眼圧		○					
	ALP	○	○	○										
代謝系	空腹時血糖	○	▲	▲	▲	▲	骨粗鬆症検診	骨密度		◎	◎			
	随時血糖※2		▲	▲	▲	▲	胃	胃部エックス線検査※3	○	○	○※			
	HbA1c	○	▲	▲	▲	▲	腹部超音波検査		○	○				
	尿糖	○	○	○	○	○	大腸	便潜血	○	○	○※			
	尿酸	○	○	○			医師による結果説明		○					
	総蛋白	○	○				保健指導		○					
	アルブミン	○	○				オプション検査	上部消化管内視鏡	◎	◎	◎			
	総ビリルビン	○	○					乳房診察+マンモグラフィ	◎	◎	◎			
	アミラーゼ		○					乳房診察+乳腺超音波検査	◎					
	LDH		○					婦人科診察+子宮頸部細胞診	◎	◎	◎			
						PSA		◎						
血液一般	ヘマトクリット値	○	○	○		□		HCV抗体	◎	◎	◎			
	血色素量 (ヘモグロビン値)	○	○	○	■	□								

- ・・・必須項目
 ○※・・・20歳、25歳、30歳は検査項目に含まない
 ◎・・・オプション項目または本人の申出により省略可の項目
 ▲・・・いずれかの項目でも可
 □・・・医師の判断に基づき実施する項目
 ■・・・35歳及び40歳以上の者については必須、それ以外の者については医師の判断に基づき選択的に実施する項目
 ■※・・・35歳及び40歳以上の者については必須、ただし妊娠中その他の者であって腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者、BMIが20未満の者及び自らが腹囲測定をし、その値を申告した者 (BMIが22未満である者に限る) については医師の判断に基づき選択的に実施する項目
 ■※※・・・やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする
 ※1・・・中性脂肪が400mg/dl以上や食後採血の場合、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールにより血中脂質検査を行うことを可とする
 ※2・・・食事開始後3.5時間以上経過していること
 ※3・・・本人の希望等により胃内視鏡検査に代えることができる